

川崎市スポーツ推進審議会公募委員選考委員会要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市スポーツ推進審議会の公募による委員の選考を行うため、市民文化局市民スポーツ室に川崎市スポーツ推進審議会公募委員選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民文化局市民スポーツ室長
- (2) 市民文化局市民スポーツ室担当課長〔企画調整〕
- (3) 健康福祉局保健医療政策部担当課長〔健康増進〕
- (4) 区役所まちづくり推進部地域振興課長
ただし、7区役所の中から1名とする。
- (5) 教育委員会事務局学校教育部健康教育課長

2 委員は、会議に出席できない場合は、代理人を指名できる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長に市民スポーツ室長、副委員長に市民スポーツ室担当課長〔企画調整〕をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民文化局市民スポーツ室において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成24年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日から施行する。